# 相続した空き家をどう活用する？売却以外の方法についてご紹介

「相続した実家がずっと空き家のままだけど、どうしよう」
「売却以外に空き家を活用する方法はないのかな」
そのようにお悩みの方はいませんか？
両親と離れて暮らしている場合、両親が亡くなったタイミングで実家が、空き家のまま放置されてしまうことがあります。
しかし、せっかく相続した空き家をそのまま放置するのは、何か勿体無いですよね。
そのまま放置してしまうより、賃貸経営など資産として活用していただいた方が良いです。
今回の記事では、これらの方法について詳しくご紹介します。

## □空き家を放置するとトラブルが発生する？

誰も済まなくなった家を相続した場合、相続した人の生活圏から離れていると、維持やメンテナンスなど管理がおろそかになりやすいです。

そして、「誰も住まなくなった家＝空き家」を長い間放置すると、様々なトラブルが起こる可能性があります。

例えば、不審者がその空き家に居ついてしまったり、知らない間に建物が痛んで異臭を放っていたり、庭の木などが生い茂って近隣お家に迷惑をかけてしまう恐れがあります。

こうならないためにも、空き家の有効活用をおすすめします。

## □家を取り壊してまっさらな土地にして売却する

空き家を更地にして売却するという方法があります。

更地にすることで活用できる選択肢が増え、個人の投資家の方だけでなく、不動産会社からも買ってもらえる可能性があります。
ただ、更地にする場合には、解体費用がかかります。
自治体によっては空き家の解体に補助金が出るケースもありますが、売却価格に上乗せできないこともあるので、事前に当社のような専門家に確認いただいた方が良いです。

## □賃貸経営を始める

実家を相続した場合、そこにはたくさんの思い出が詰まっていることが多いですよね。
実家を売ったり、取り壊したりしてしまうことに抵抗を感じる方は多くいます。
そのような方におすすめなのが、他の人に空き家を貸し出す方法です。
完全に手放さず、家を保持したまま利用できます。
この方法の良い点は、賃貸物件として入居者に貸し出すため、収入が期待できることです。
また、空き家のようにずっと放置するわけではないため、気づいたら家がボロボロになっていたという結果になるのを防げます。
しかし、この方法はまず入居者を確保することが需要です。
一般の方が自力で入居者を探すことは困難です。
専門の会社に相談し、入居者の確保や運営についての相談をすると良いでしょう。

## □まとめ

今回の記事では、相続した空き家を売る以外にどのような活用法があるのか？に関して2つの方法をご紹介しました。

空き家のまま放置していても、トラブルの原因になったり、近隣住民の方に迷惑をかけてしまうこともあります。

当社としては、やっぱり家賃収入が期待できる賃貸経営をオススメします。

とは言っても、「どのようにリフォームすればいいのか？」、「どのようにして入居付けしたらいいのか？」「賃貸経営した場合、管理はどうするのか？」などとても不安がいっぱいだと思います。

ご安心ください。

当社では空き家の再生や活用に向けて様々なサービスを行なっております。

ぜひお気軽にご相談ください。